

令和8年度 労働行政のあらまし

～地域とともに「徳島ではたらく」を支える～

徳島労働局は、徳島県における国の総合労働行政機関として、県民の皆様が豊かでいきいきと暮らせる地域社会を目指し、その活性化に貢献してまいります。

この冊子は、令和8年度、徳島労働局が取り組む重点施策を中心に取りまとめました。皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

目次

令和8年度における徳島労働局の重点施策

●最重点施策	
最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の支援	1
人材確保の支援の推進	2
職場の魅力向上に取り組む事業主の支援	4
●基本となる施策	
能力向上と円滑な労働移動の支援	6
多様な人材の活躍促進	6
職場環境改善に向けた取組	8
労働保険制度の適正運用	11
●徳島労働局の組織と仕事	12
●労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)の管轄等	13



阿波踊り(総踊り)



令和8年度における徳島労働局の重点施策

地域とともに「徳島ではたらく」を支える

最重点施策

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援 非正規雇用労働者の支援

- (1) 中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- (2) 最低賃金制度の適切な運営
- (3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底
- (4) 非正規雇用労働者の処遇改善等

人材確保の支援の推進

- (1) ハローワークのマッチング機能の強化等
- (2) 医療・福祉など人材不足分野における重点的な人材確保支援
- (3) 雇用仲介事業者（職業紹介、募集情報等提供）への対応

職場の魅力向上に取り組む 事業者の支援

- (1) 多様な働き方の実現支援
- (2) 仕事と育児・介護の両立支援
- (3) 人材育成の推進支援

基本となる施策

能力向上と
円滑な労働移動の支援

多様な人材の活躍促進

職場環境改善に向けた取組

労働保険制度の適正運用

◎最重点施策

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の支援

(1) 中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

最低賃金・賃金の引上げについては、中小企業・小規模事業者をはじめとする県内企業が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが重要となります。

そのため、業務改善助成金をはじめとする各種助成金をまとめた「賃上げ支援助成金パッケージ」の活用促進や、「徳島働き方改革推進支援センター」^注と連携して支援等を行います。

あわせて、賃金引上げ、生産性向上や適切な価格転嫁・取引適正化促進のため、国の出先機関や徳島県をはじめとする自治体と連携し、これらの機関の支援策等の周知を図るなど、地域が一体となった環境整備に取り組みます。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度の適切な運営に向けて、徳島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図るとともに、最低賃金額の改正等については、あらゆる機会を通じて周知を図ります。

また、最低賃金の履行確保を重点とした監督指導等を行います。



(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働基準監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、雇用環境・均等室による報告徴収や職業安定部による指導監督を行います。

また、基本給・賞与について正社員との待遇差がある理由の説明が不十分な企業に対し、労働基準監督署からの点検要請等を実施するとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促します。

注) 徳島働き方改革推進支援センターは、地域の中小企業・小規模事業者等に対し、ワンストップ相談窓口における個別相談やコンサルティング、セミナーの実施など、きめ細かな支援を行っています

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業の支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、いわゆる「年収130万円の壁」への対応として令和7年7月に新設された「短時間労働者労働時間延長支援コース」などの各コースの周知、活用勧奨等を行います。

また、「徳島働き方改革推進支援センター」による非正規雇用労働者の処遇改善等に向けたきめ細かな支援に連携して取り組みます。

2 人材確保の支援の推進

(1) ハローワークのマッチング機能の強化等

生産年齢人口が減少する中、有効求人倍率は長期にわたって1倍を超え、多くの職種において人材確保が困難な状況が継続し、特に中小企業において人手不足感が深刻化しており、人材確保支援の取組を進めていくことが重要です。

そこで、求人者（事業所）と求職者のマッチングを推進するため、求人者に対しては、求人条件の緩和や魅力ある求人票の作成支援等に関する助言、事業所訪問等による事業所情報のきめ細かな収集など、求人充足に向けたサービスの充実を図ります。

また、求人者支援サービスのオンライン化・デジタル化を推進するとともに、SNSを活用した労働局の各種施策の情報発信や求人企業のPRに取り組むことで、ニーズに沿った求人者支援を行います。

求職者に対しては、求職者支援サービスの利便性向上に取り組むとともに、特に課題を抱える求職者を対象に、求職者担当者制による個別支援など、課題解決型のきめ細かな就職支援を行います。

徳島労働局公式LINEアカウント



求職者向け



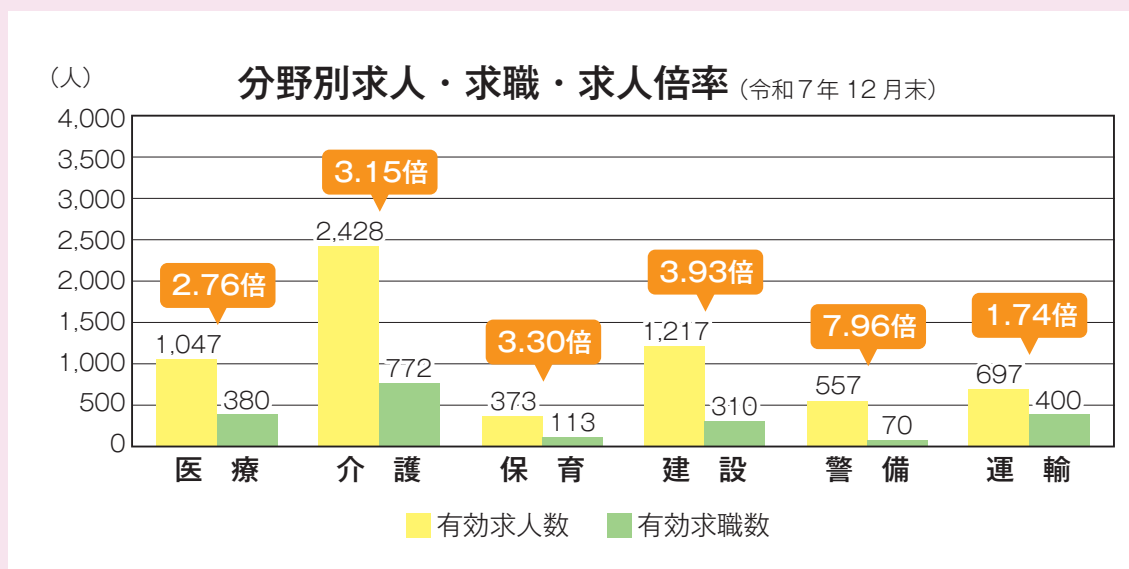
企業向け

(2) 医療・福祉など人材不足分野における重点的な人材確保支援

医療・介護・保育・建設・警備・運輸分野など雇用吸収力が高い人材不足分野のマッチング支援を強化するため、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、ハローワーク徳島の「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を行います。

特に、人材不足分野のうち、公的価格で運営されていたり、人員配置基準のため急な欠員補充の必要性に迫られることも少なくない医療・介護・保育分野については、県内全てのハローワークにおいて、事業所へのアウトリーチ支援や関係団体との連携を強化し、更なるマッチング支援に取り組みます。

加えて、令和8年4月から、ハローワーク徳島において、人材不足分野に特化した「採用戦略サポート部門」を新たに設置し、求人者及び求職者双方へこれまでの取組を深化した手厚いマッチング支援を展開します。



(3) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

令和7年1月以降、雇用仲介事業における「法令遵守徹底のためのルールと施行の強化」の観点から、職業紹介事業においては、お祝い金・転職勧奨の禁止が事業の許可条件に追加され、募集情報等提供事業においては、労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供が原則禁止となっています。

さらに、「さらなる見える化の促進」の観点から、職業紹介事業においては、「人材サービス総合サイト」での就職実績や離職状況、職種別手数料率実績の公開が、募集情報等提供事業においては、利用料金・違約金規約の明示がそれぞれ義務となっています。

これらのルールが適切に履行されるよう取り組むとともに、労働局に設置している『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口』の周知に努め、いわゆる「スポットワーク」の仲介業への対応を含めて、相談窓口寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、法違反が認められた場合には、適切に指導します。

3 職場の魅力向上に取り組む事業主の支援

(1) 多様な働き方の実現支援

① 職場の魅力向上に取り組む中小企業・小規模事業者の支援

少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に対応し、多様な人材がその能力を生かして働けるように、「多様な働き方」を選ぶことができる職場環境整備をはじめ、職場の魅力向上に取り組むことが、人材確保の観点からも、重要です。

労働時間、休日、年次有給休暇（年休）などの設定を、労働者の健康や生活に配慮した多様な働き方へと改善しようとする中小企業・小規模事業者に対し、「徳島働き方改革推進支援センター」によるきめ細かな支援に連携して取り組みます。

具体的には、生産性の向上により働き方・休み方の改善に取り組む中小事業主等を支援する働き方改革推進支援助成金について、各コースの周知、活用勧奨を行うとともに、「働き方・休み方改善ポータルサイト」や働き方・休み方改善コンサルタントを通じて、支援策や好事例の紹介、助言・指導等を行います。また、年休を取得しやすい時季に、年休の取得促進に向けた広報を行います。

厚生労働省 中小企業家・小規模事業者向けに提供される働き方改革推進支援センター
相談 無料 支援

働き方改革は“社会保険労務士”に相談して下さい!

電話・来所・メールで相談できます

社労士が直接会社を訪問し相談・支援します

セミナーの開催や講師派遣を行います

徳島働き方改革推進支援センターの社労士へお気軽にご相談下さい

- 月60時間超の前増賃金率の引上げ
- 同一労働同一賃金
- 改正育児・介護休業法
- 時間外労働の上限規制
- パワーハラスメント防止措置
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得

徳島働き方改革推進支援センター

〒770-0865 徳島市南末広町5番9-8号 徳島経済産業会館2階 徳島県社会保険労務士会内
電話:0120-967-951
FAX:088-654-7780
E-mail: tokushima@workstylereform.net

「働き方改革推進支援センター」リーフレット

働き方・休み方改善ポータルサイトを活用して 働きやすい、休みやすい 職場をつくりませんか?

このウェブサイトは、皆さまに向けて、社員の働き方・休み方の改善しや改善に役立つ情報を提供しています。働きやすい職場づくりのために活用してみませんか?

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/> 働き方休み方 検索

働き方・休み方改善ポータルサイトでは、下記のように、ご関心に応じたページをそれぞれ掲載しています。

働き方改善	働き方改善	働き方改善	働き方改善	働き方改善
働き方改善	働き方改善	働き方改善	働き方改善	働き方改善
働き方改善	働き方改善	働き方改善	働き方改善	働き方改善

働き方・休み方の改善には、企業の実態を踏まえた上で、経営トップが見直しなどの判断をすることが重要です。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」は、企業の皆さまに向けて、社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するウェブサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善情報」を活用して自己診断をしたら、企業の取組事例を確認したりすることができます。また、働き方・休み方に関する様々な制度についても紹介しています。働き方・休み方改革の取組にぜひご活用ください。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

② 適切なテレワークの導入・定着の支援

テレワークも労働者の生活と仕事の両立などにつながる働き方であり、上記の支援に連携して、厚生労働省のガイドラインに沿った助言や、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」、「テレワーク総合ポータルサイト」などの紹介により、適切な労務管理下での導入・定着に取り組む事業主を支援します。

(2) 仕事と育児・介護の両立支援

① 育児・介護休業法の周知及び履行確保

令和7年度に施行された育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付け等を内容とする改正育児・介護休業法の改正内容について労使に十分に理解されるよう、引き続き周知に取り組むとともに、雇用環境・均等室による計画的な報告徴収等の実施により着実な履行確保を図ります。

② 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

また、男女ともに仕事と育児・介護を両立しやすい環境の整備に取り組む事業主を支援する両立支援等助成金について、「出生時両立支援コース」をはじめとする各コースの周知、活用勧奨等を行います。

(3) 人材育成の推進支援

企業における人材育成の取組に対しては、訓練経費等の助成を行う「人材開発支援助成金」について、中高年齢者のための訓練の助成や設備投資助成の新設、教育訓練休暇に対する助成メニューの見直しが行われており、これにより企業内での人材育成を支援します。あわせて、令和8年度までの期間限定助成である同助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」の県内企業への積極的な活用勧奨を引き続き行うほか、全てのコースにおいてデジタル分野の訓練の活用促進にも取り組みます。

また、労働者の主体的な学び・学び直しを支援するため、令和6年10月から、厚生労働大臣が指定する教育訓練を終了した場合にその費用の一部を支給する「教育訓練給付金」の給付率の引上げが行われており、引き続き周知を図ります。



改正法(育児・介護休業法)と助成金の説明会の様子

くるみん認定制度

次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。「くるみん認定」又は「トライくるみん認定」を既に受け、より高い水準の取組を行っている企業を評価する「プラチナくるみん認定」制度、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境に取り組む企業を評価する「プラス認定」制度があります。



◎基本となる施策

1 能力向上と円滑な労働移動の支援

(1) 公的職業訓練とデジタル推進人材の育成支援

公的職業訓練については、徳島県と共催する地域職業能力開発促進協議会において、地域の訓練ニーズを把握し、そのニーズに適した訓練のコース設定を行い、必要な訓練機会の確保を図り、受講者の学び・学び直しを支援します。

特に、デジタル分野の公的職業訓練については、訓練コースの設定促進に努めるとともに、ハローワークにおける適切な受講勧奨により受講につなげ、訓練開始前から終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、受講者の再就職の実現を図ります。

(2) 労働市場情報の見える化の促進

円滑な労働移動を実現するため「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要であるため、「職業情報提供サイト（job tag）」の積極的な周知を行い、job tag を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めます。

また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」及び「職場情報総合サイト（しょくばらぼ）」の利活用等の周知を行います。

さらに、各種サイトに掲載されている労働関係情報にワンストップでアクセスでき、必要な情報を探することができるポータルサイト「みんなの労働ナビ」を企業や労働者等に活用してもらうため、積極的な周知・広報を行います。

(3) 地域雇用の課題に対応する取組の支援と広域就職等の支援

「雇用対策協定」の締結の推進などにより、国と地方自治体が一層連携して、それぞれの地域の実情に応じた雇用対策を行います。

また、市町村等が地域の特性を生かして実施する地域雇用活性化推進事業について、応募可能地域における応募勧奨など実施地域における適切な支援を行います。

あわせて、東京圏及び大阪圏を中心に、徳島県での就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行い、求職者の個々のニーズに応じた支援を行います。

2 多様な人材の活躍促進

(1) 多様な人材の活躍促進

① 高齢者の就労・社会参加の促進

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナーとの効果的な連携のもと、事業主と接する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。

概ね 60 歳以上（特に 65 歳以上）の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク徳島、ハローワーク鳴門に設置する「生涯現役支援窓口」を中心に、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計や効果的なマッチング支援に取り組みます。

② 障害者の就労促進

令和 8 年 7 月から、法定雇用率の更なる引上げ等が行われる予定であり、今後も、雇用率未達成企業が増加する可能性があることから、除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業へ早期の周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進します。特に、「障害者雇用ゼロ企業」や障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施します。

精神障害者、発達障害者、難病患者の就労支援について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど、多様な障害特性に応じた支援を推進します。特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に関しては、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、難病患者である求職者に関してはハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援を行います。

③ 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口をハローワーク徳島に設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着等についての専門担当者によるチーム制により就職から職場定着までの一貫した支援を行います。

④ 新規学卒者の支援

就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校と新卒応援ハローワーク等の情報共有により支援対象者の早期把握を図るとともに、専門家や関係機関とも連携した支援チームを設置し、心理的なサポートや就職後の職場定着も含めた総合的な支援を実施します。

また、深刻な人手不足を背景に採用活動の早期化が年々進む中で、就職活動の動き出しが早い学生と遅い学生の二極化が顕著になっている実態を踏まえ、大学等のニーズも踏まえつつ、学生生活のできる限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな就職支援を行います。

(2) 女性活躍推進に向けた取組促進

令和 7 年 6 月に成立した改正女性活躍推進法により、令和 8 年 4 月から常時雇用する労働者数 101 人以上の事業主に男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務付けられたことから、その改正内容について労使に十分に理解されるよう周知に取り組むとともに、雇用環境・均等室による計画的な報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法とあわせて着実な履行確保を図ります。

3 職場環境改善に向けた取組

(1) 安全で健康に働くことができる環境整備

① 長時間労働の抑制

ア 長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の実施

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導を引き続き行います。

イ 特定の業務等における労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者など令和6年度から時間外労働の上限規制が適用された業務等における労働時間の短縮のため、取引関係者、また国民全体の理解を得ていくことが重要であることから、関係省庁や関係団体とも連携し、必要に応じて取引関係者への要請を行う等、引き続き丁寧な周知を行います。

② 労働条件の確保・改善対策

事業場における基本的労働条件の枠組及び労務管理体制の確立・定着のために、監督指導等により労働基準関係法令の遵守の徹底を図り、特に中小企業等に対しては、企業が置かれた状況等その事情を踏まえて丁寧な対応に努めます。

重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。



③ 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

令和8年4月から段階的に施行される改正労働安全衛生法等の改正内容についての周知啓発を進めます。事業主の努力義務とされた高齢者の労働災害防止の推進、治療と就業の両立支援の推進のため、関係指針の周知啓発や、指導・援助等に取り組みます。

また、「徳島第14次労働災害防止推進計画」に基づき、以下の取組を実施します。

ア 高齢労働者の労働災害・労働者の作業行動起因の労働災害の防止対策の推進

新たに策定された「高齢者の労働災害防止のための指針」の周知・指導を行うとともに、エイジフレンドリー補助金の活用を図ります。

加えて、高齢労働者が自らの健康づくりに努めることができるよう、関係機関と連携し、高齢労働者に向けた情報発信等に取り組みます。

また、増加傾向にある転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害の防止のため、小売業や介護施設を中心に安全対策の周知・指導を行い、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組を促進します。

イ 個人事業者等の安全衛生対策の推進

個人事業者等の安全衛生対策を推進するとともに、令和9年1月から創設される個人事業者等の災害報告制度の履行確保に向けた周知に取り組みます。

ウ 業種別の労働災害防止対策の推進

引き続き、建設業、製造業、陸上貨物運送事業及び林業を重点業種として、各種の法令改正事項、ガイドラインに基づく労働災害防止対策の周知・指導を行います。

エ メンタルヘルスなど労働者の健康確保対策の推進

引き続き、メンタルヘルス対策などの適切な指導を行います。また、50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化を見据え、徳島県内の地域産業保健センターの体制拡充・利用促進、「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」の周知を行います。

オ 化学物質等による健康障害・熱中症の防止対策の推進

化学物質等による健康障害を防止するため、令和8年4月から段階的に施行される法令改正の内容をはじめ、危険・有害性情報の表示及び通知等やリスクアセスメントの実施等の履行確保に向けたきめ細かな周知・指導を図ります。

石綿ばく露防止措置の徹底を図り、石綿の事前調査報告等の指導を徹底します。

令和7年に改正強化された熱中症対策の周知・履行確保を図るとともに、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の周知を行います。



「年末年始無災害運動」安全パトロール

カ 外国人労働者の労働災害防止対策の推進

引き続き、技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を活用した労働災害防止対策を推進します。

(2) 総合的なハラスメントの防止対策の推進

① 職場におけるハラスメント防止対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、職場におけるあらゆるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対して、指導を行い、ポータルサイト「あかるい職場応援団」を紹介する等により、引き続き関係法（労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法）の履行確保を図ります。



職場のハラスメント防止対策ポスター

② カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

令和7年6月に成立した改正労働施策総合推進法等により、事業主に、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置が令和8年10月1日から義務付けられることから、その改正内容等について労使に十分に理解されるよう周知に取り組むとともに、施行後は着実な履行確保を図ります。

あわせて、徳島労働局と各労働基準監督署の総合労働相談コーナーを通じて、労使双方からの相談に対応し、簡易・迅速な紛争の解決をサポートします。



カスハラ防止対策ポスター



就活セクハラ防止対策ポスター

4 労働保険制度の適正運用

(1) 労働保険（労災保険・雇用保険）の適用促進等

労働保険制度は、労働者のセーフティネットです。

労働者を雇い入れ、労働保険の適用があるにも関わらず、手続きをしていない事業場に対する加入勧奨や保険料の適正な納付勧奨等に取り組み、制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保等を図ります。

(2) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、労働災害に遭われた方の早期救済を図るため、迅速処理に努めるとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

(3) 雇用保険制度の適正な運営

雇用保険について、雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等に的確に対応し雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行います。

5 地域と連携した雇用政策の展開

中小企業・小規模事業者における、賃金引上げに向けた環境整備や働き方改革をはじめとする職場の魅力向上など、地域の政労使の代表者の協力を得て取り組むべき課題について、徳島県と「徳島雇用政策協議会」を共催し、構成員の取組を共有する、重点的に取り組むべき課題の認識を共有するなどにより、関係者とともに取り組む機運の醸成を図ります。



徳島雇用政策協議会の様子

徳島労働局の組織と仕事

〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎

総務部

総務課

(4階) 予算、決算及び会計、職員の人事、給与、研修、情報公開など
TEL 088-652-9141

労働保険徴収室

(1階) 労働保険の適用、労働保険料の徴収など
TEL 088-652-9143

雇用環境・均等室

TEL 088-652-2718

(4階)

働き方改革推進、女性の活躍推進、総合労働相談、ワーク・ライフ・バランスの推進、個別労働紛争解決、広報、局内の総合調整など

総合労働相談コーナー

労使からの各種労働相談にワンストップで対応など
TEL 088-652-9142

労働基準部

(1階)

監督課

法定労働条件の確保、監督指導・司法事件の総合調整など
TEL 088-652-9163

健康安全課

労働災害防止、労働者の健康確保、職場環境の改善など
TEL 088-652-9164

賃金室

最低賃金・最低工賃の決定、賃金統計調査など
TEL 088-652-9165

労災補償課

労災保険給付、被災労働者の社会復帰対策など
TEL 088-652-9144

職業安定部

(4階)

職業安定課

職業紹介、職業指導、雇用保険給付、新卒者の雇用対策など
TEL 088-611-5383

雇用保険電子申請事務センター

雇用保険被保険者に関する業務、雇用継続給付等の電子申請の審査事務など
TEL 088-638-8609
(ハローワーク徳島内)

需給調整事業室

労働者派遣事業及び民間職業紹介事業の指導監督など
TEL 088-611-5386

職業対策課

障害者・高齢者・外国人の雇用対策、地域対策、雇用管理の改善、各種助成金による雇用支援など
TEL 088-611-5387

助成金センター

各種助成金の支給事務など
TEL 088-622-8609
(第2地方合同庁舎)

訓練課

求職者支援制度及び公共職業訓練など
TEL 088-652-9145

労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)の管轄等

●労働基準監督署(各署に総合労働相談コーナーがあります)

署名	郵便番号・所在地	電話番号	管轄区域
徳島	〒770-8533 徳島市万代町3丁目5 徳島第2地方合同庁舎1階	TEL 088-622-8138	徳島市 小松島市 吉野川市 名東郡 名西郡 勝浦郡
鳴門	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字馬目木119-6	TEL 088-686-5164	鳴門市 阿波市 板野郡
三好	〒778-0002 三好市池田町マチ2429-12	TEL 0883-72-1105	三好市 美馬市 三好郡 美馬郡
阿南	〒774-0011 阿南市領家町本荘ケ内120-6 阿南労働総合庁舎3階	TEL 0884-22-0890	阿南市 那賀郡 海部郡

●公共職業安定所(ハローワーク)

所名	郵便番号・所在地	電話番号	管轄区域	
ハローワーク徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1丁目5	TEL 088-622-6305	徳島市 名東郡 名西郡 ※管轄に関わらずご利用いただけます。	
事業主支援コーナー (徳島労働局助成金センター)	〒770-8533 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎3階	TEL 088-622-8609		
駅のハローワーク	徳島新卒応援 ハローワーク	TEL 088-623-8010		
	マザーズコーナー とくしま	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61 徳島駅クレメントプラザビル5階		TEL 088-611-1211
	とくしま求職者 総合支援センター	TEL 088-622-6372		
ハローワーク小松島 (徳島公共職業安定所小松島出張所)	〒773-0001 小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎1階	TEL 0885-32-3344	小松島市 勝浦郡	
ハローワーク三好	〒778-0002 三好市池田町マチ2429-10	TEL 0883-72-1221	三好市 三好郡	
ハローワーク美馬	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字東分5	TEL 0883-52-8609	美馬市 美馬郡 阿波市のうち阿波町	
ハローワーク阿南	〒774-0011 阿南市領家町本荘ケ内120-6 阿南労働総合庁舎1階	TEL 0884-22-2016	阿南市 那賀郡	
ハローワーク牟岐 (阿南公共職業安定所牟岐出張所)	〒775-0006 海部郡牟岐町大字中村字本村52-1	TEL 0884-72-1103	海部郡	
ハローワーク吉野川	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島388-27	TEL 0883-24-2166	吉野川市 阿波市 (阿波町を除く)	
ハローワーク鳴門	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字権現12	TEL 088-685-2270	鳴門市 板野郡	

労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

(ハローワーク)

所在地

